

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年3月3日(月)
午前10時00分から

1 議 題

- | | |
|--|----------|
| (1)選挙人名簿から抹消する者について | (議案第11号) |
| (2)選挙人名簿に登録する者について | (議案第12号) |
| (3)在外選挙人名簿から抹消する者について | (議案第13号) |
| (4)福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について | (議案第14号) |
| (5)福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について | (議案第15号) |
| (6)福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について | (議案第16号) |
| (7)福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について | (議案第17号) |

2 そ の 他

- (1)次回以降の委員会日程について (予定)

令和7年3月5日(水)	午前10時00分から
令和7年3月6日(木)	午後6時00分から
令和7年3月20日(木)	午後6時00分から
令和7年3月23日(日)	午前10時00分から

本文中の略語表記について 法…公職選挙法 令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 11 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 301 人 |
| | 内訳 死亡者 | 43 人 |
| | 市外転出者 | 258 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 3 月 3 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（登録の抹消）

第 28 条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

(2) ^{<※1>}前条第 1 項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

<※1>法第 27 条（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和7年3月3日

1 死亡者

令和7年3月2日までに区長から通知を受けた死亡者

2 市外へ転出後4箇月を経過した者

令和6年11月2日までに市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(人)

区 分	男	女	計
死亡者	23	20	43
転出者	132	126	258
計	155	146	301

議題 (2)
議案第 12 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- 1 登録する者の数 987 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 7 年 3 月 3 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(登録)

第 22 条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、^{<※1>}登録月の 1 日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項（略））において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の 1 日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。））には、登録月の 1 日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

<※1>法第 19 条第 2 項（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年 3 月、6 月、9 月、12 月（（略）「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

議題 (3)
議案第 13 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 国内転入者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 3 月 3 日 |

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（在外選挙人名簿の登録の抹消）

第 30 条の 11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第 3 号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

(1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

<※ 1 >

(2) 前条第 1 項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったとき。

(3) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

<※ 1 > 法第 30 条の 10（要旨）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議題 (4)
議案第 14 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における城南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市城南区鳥飼六丁目 1 番 1 号 福岡市城南区役所 3 階大会議室	令和 7 年 3 月 7 日から 令和 7 年 3 月 22 日まで
福岡市中央区笹丘一丁目 28 番 74 号 イオンスタイル笹丘 3 階多目的スペース	令和 7 年 3 月 17 日から 令和 7 年 3 月 21 日まで
福岡市中央区天神二丁目 2 番 43 号 ソラリアプラザ 1 階ソラリアゼファ	令和 7 年 3 月 15 日から 令和 7 年 3 月 22 日まで

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 39 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 41 条の規定による。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票所）

第 39 条（読替後） 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

（投票所の告示）

第 41 条（読替後） 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所を告示しなければならない。

（期日前投票）

第 48 条の 2

6 第 39 条から第 41 条まで及び第 58 条から第 60 条までの規定は、期日前投票所について準用する。

議題 (5)
議案第 15 号

福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘 3 階多目的スペース	午前 10 時	午後 7 時
ソラリアプラザ 1 階ソラリアゼファ	午前 10 時	午後 7 時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘 3 階多目的スペース及びソラリアプラザ 1 階ソラリアゼファについては、増設設置するものであり、城南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 1 項の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項による読替後の第 40 条第 2 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票所の開閉時間）

第 40 条 投票所は、午前 8 時 30 分に開き、午後 8 時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、二以上の期日前投票所を設ける場合にあっては、一の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあっては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

第 48 条の 2

6 ※ 議案第 14 号参照

議題 (6)
議案第 16 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における城南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

期日前投票所の投票管理者及び職務代理者
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 49 条の 7 による読替後の第 25 条の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票管理者）

第 37 条

- 2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

○公職選挙法施行令（抜粋）

（投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任）

第 24 条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

（投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示）

第 25 条(読替後)

市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日及び時間）を告示しなければならない。

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第 49 条の 7（要旨）

第 25 条中「氏名（）」とあるのは「氏名並びにこれらの者が職務を行うべき日（同一の日に）」に、「時間」とあるのは「日及び時間」にそれぞれ読み替える。

議題 (7)
議案第 17 号

福岡県知事選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における城南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和 7 年 3 月 3 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

期日前投票所の投票立会人
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 48 条の 2 第 5 項による読替後の第 38 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（投票立会人）

第 38 条（読替後）

1 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2 人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

（期日前投票）

法第 48 条の 2（要旨）

5 法第 38 条第 1 項中「各投票区における選挙人名簿に登録されたもの」とあるのは「選挙権を有する者」に、「2 人以上 5 人以下」とあるのは「2 人」に、「前 3 日まで」とあるのは「の公示又は公示の日」にそれぞれ読み替える。